

(目的)

第1条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、田辺周辺広域市町村圏組合の管理者の権限に属する事務についての区分及び手続を定め、責任の所在を明確にするとともに、事務処理の能率化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「決裁」とは、管理者又は専決者（副管理者並びに事務局長）が最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 「専決」とは、専決者がこの規程に定める範囲に属する事務について決裁することをいう。
- (3) 「代理決裁」とは、管理者又は専決者が不在の場合において、この規程に定める者が代わって決裁することをいう。
- (4) 「不在」とは、管理者若しくは専決者が出張、病気その他によって、決済することができない状態をいう。

(効力)

第3条 この規程に基づいてなされた専決及び代理決裁は、管理者の決裁と同一の効力を有する。

(管理者決裁事項)

第4条 第1条に規定する事務のうち、別表第1に定める事項については、すべて管理者の決裁を受けなければならない。

(副管理者専決事項)

第5条 副管理者は、前条に定める管理者決裁事項を除くほか、これを専決することができる。

(事務局長専決事項)

第6条 事務局長専決事項は、別表第2のとおりとする。

(代理決裁)

第7条 管理者が決裁すべき事項について、管理者が不在であるときは、副管理者がその事項を代理決裁する。

第8条 副管理者が専決すべき事項について、副管理者が不在であるときは、事務局長がその事項を代理決裁する。

第9条 前2条に規定する代理決裁は、あらかじめ指示を受けた事項又は緊急を要する事項に限り、これを行うことができる。ただし、特に重要な事項及び異例であり、若しくは疑義のある事項については、代理決裁することができない。

(代理決裁後の手続)

第10条 代理決裁した事項については、すみやかに後閲を受けなければならない。ただし、あらかじめ後閲を要しない旨の指示を受けた事項については、この限りでない。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に従前の例により処理中のものについては、なお従前の例による。

別表第1

管理者決裁事項

- (1) 組合行政の運営に関する事。
- (2) 組合議会の招集に関する事。
- (3) 組合議会の議案等に関する事。
- (4) 条例、規則その他例規の制定及び改廃に関する事。
- (5) 重要な契約に関する事。
- (6) 重要な事項の告示、公示及び掲示に関する事。
- (7) 職員の任免、給与その他人事に関する事。
- (8) 重要な報告及び復命に関する事。
- (9) 予算の編成に関する事。
- (10) 一件50万円以上の工事の施行決定及び契約の締結に関する事。
- (11) 一件30万円以上の物品の購入、賃借り、製作、運搬、修繕等の供給決定及び契約の締結に関する事。
- (12) 一件50万円以上の支出負担に関する事。但し、定例又は既定標準によるものを除く。
- (13) 一件10万円以上の予備費の充用及び予算の流用に関する事。
- (14) 一件見積価格30万円以上の不用品の処分に関する事。
- (15) 交際費の使用に関する事。
- (16) 管理者の指示によって特に処理するもの。
- (17) 前各号のほか特に重要なもの。

別表第2

事務局長専決事項

- (1) 特に重要な事項を除くほか申請、照会、報告、回答、通知に関する事。
- (2) 簡易又は定例若しくは既定標準による負担金その他これに準ずべき支出負担行為に関する事。
- (3) 職員の往復3日以内の出張及び3日以内の請暇に関する事。
- (4) 3か月を越えない期間の臨時職員の雇用に関する事。
- (5) 一件50万円未満の工事の施行決定及び契約の締結に関する事。
- (6) 一件30万円未満の物品の購入、賃借り、製作、運搬、修繕等の供給決定及び契約の締結に関する事。
- (7) 一件50万円未満の支出負担の決定に関する事。
- (8) 一件見積価格20万円未満の不用品の処分に関する事。
- (9) 一件3万円未満の食糧費の使用に関する事。
- (10) 一件10万円未満の予備費の充用及び目以下の予算流用に関する事。
- (11) 既定標準による手当金、賄料その他給与の支出負担に関する事。
- (12) 水道、電気、電話使用料及び郵便料金の支出負担に関する事。
- (13) 一件50万円未満の支出行為の決定のあった支出命令に関する事。